



栃木県公報

平成25年
11月8日(金)
第2529号

目次

告 示

- 木材業者の登録..... 861
- 予定保安林..... 861
- 解除予定保安林..... 862
- 同..... 862
- 収去飼料検査結果の概要..... 862
- 道路の区域の変更..... 865
- 道路の供用開始..... 865
- 建築基準法による道路の指定..... 866

公 告

- 基本測量の実施..... 868

告 示

栃木県告示第560号

栃木県木材業者登録条例（昭和32年栃木県条例第39号）第5条第2項の規定により、次の者に木材業者登録証を交付したので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年11月8日

栃木県知事 福田 富一

登 録 年 月 日	登録 番号	氏 名 〔法人にあって は、その名称及 び代表者の氏名〕	住 所 〔法人にあって は、主たる事 務所の所在地〕	営 業 所 又 は 工 場		業 務 の 態 様		
				名 称	所 在 地	素 材	製 材	特 殊 用 材
平成25年 10月15日	4109	株式会社山光 代表取締役 東泉 清寿	矢板市扇町2- 1610	株式会社山光	左記の住 所に同じ	○	○	○

(林業振興課)

栃木県告示第561号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年11月8日

栃木県知事 福田 富一

1 保安林予定森林の所在場所

塩谷郡塩谷町大字船生字欠ノ下4894、4894-2、4895、4896、字台ノ原4908、字反川沢4910から4919まで、字苧集4920、4922、4924から4927まで、字柳沢原4932、字向山8355-1、8355-2、8357-1、8357-2、字高柴8358から8361まで

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び塩谷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

栃木県告示第562号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年11月8日

栃木県知事 福田 富 一

1 解除予定保安林の所在場所

那須塩原市中塩原字中山174ノ1（国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び那須塩原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

栃木県告示第563号

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成25年11月8日

栃木県知事 福田 富 一

I

1 解除予定保安林の所在場所

佐野市田之入町字大口964-4、字興聖寺966-4

2 保安林として指定された目的

水害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

II

1 解除予定保安林の所在場所

佐野市御神楽町字悪戸138-3、141-6、146-4

2 保安林として指定された目的

水害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

(森林整備課)

栃木県告示第564号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第4項の規定により、平成25年7月から同年9月までの間に検査した収去飼料の分析検査の概要を次のとおり公表する。

平成25年11月8日

栃木県知事 福 田 富 一

1 栄養成分に関する検査

製造事業者及び名称	事業場所在地	取去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験					概要						
					粗たん白 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	リン (%)	揮発性塩素 (%)	水溶性塩素 (%)	ペプシン消化率 (%)	TDN (%)	ME (Kcal/kg)	その他の検査水分 (%)
茨城県神栖市 明治飼糧株式会社 鹿島工場		那須塩原市 那須塩原市 那須塩原市 有限会社栃木北部運送	明治配合飼料 彩	H25.7	16.0	4.3	7.4	4.0	0.44	0.50					11.3	
群馬県太田市 JA東日本くみあい飼料株式会社 太田工場		大田原市 大田原市 那須塩原市 那須塩原市 有限会社 大田原配送センター	くみあい配合飼料 彩 なすの和牛育成用	H25.6	17.2	2.8	6.1	5.5	0.61	0.61					12.6	
那須町 株式会社那須の農 那須TMRサブセンター		同左	くみあい配合飼料 彩 FPなすの和牛育成用	H25.6	18.1	3.4	6.7	6.0	0.67	0.65					13.2	
那須塩原市 カワサキコロン株式会社 黒磯営業所		同左	八木沢TMR	H25.8	13.1		9.9	5.0							29.9	
那須塩原市 カワサキコロン株式会社 黒磯営業所		同左	単味ミックス	H25.8	22.4	8.9	9.2	3.3	0.16	0.47					10.5	

注) 1 試験結果の概要の欄中には個別検査項目別に分析結果を示す。

2 違反の内容の欄には、表示成分量に対して過不足があった場合、その成分の過不足の量(絶対量)を示し、原材料について違反があった場合、その内容を記載する。

2 安全性に関する検査

製造事業者及び名称	事業場所在地	取去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反及び	違反の内容
茨城県神栖市 明治飼糧株式会社 鹿島工場		那須塩原市 那須塩原市 那須塩原市 有限会社 栃木北部運送	飼料	飼料	H25.7	重金属-カドミウム	無	無
群馬県太田市 JA東日本くみあい飼料株式会社 太田工場		大田原市 大田原市 那須塩原市 那須塩原市 有限会社 大田原配送センター	飼料	くみあい配合飼料 彩 なすの和牛育成用	H25.6	重金属-カドミウム	無	無
那須町 株式会社那須の農 那須TMRサブセンター		同左	飼料	くみあい配合飼料 彩 FPなすの和牛育成用	H25.6	重金属-カドミウム	無	無
那須塩原市 カワサキコロン株式会社 黒磯営業所		同左	飼料	八木沢TMR	H25.8	重金属-カドミウム	無	無
那須塩原市 カワサキコロン株式会社 黒磯営業所		同左	飼料	単味ミックス	H25.8	重金属-カドミウム	無	無

注) 1 試験項目の欄には、重金属-カドミウム等の検査項目ごとに適宜区分し記載する。

2 違反の有無及び違反の内容の欄には、違反の有無を記載し、違反が認められた場合には、その違反の内容、違反となった試験項目及びその試験値を記載する。

(畜産振興課)

栃木県告示第565号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成25年11月8日から同年12月9日まで一般の縦覧に供する。

平成25年11月8日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 一般国道

路線名 119号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	宇都宮市桜2丁目2887-13から 宇都宮市桜2丁目2896-2まで	25.0～31.0	65.0	
	後	宇都宮市桜2丁目2887-13から 宇都宮市桜2丁目2896-2まで	25.0～31.0	65.0	

II

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 宇都宮栃木線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
2	前	宇都宮市桜3丁目2795-4から 宇都宮市西大寛2丁目2502-2まで	17.5～25.0	475.0	
	後	宇都宮市桜3丁目2795-4から 宇都宮市西大寛2丁目2502-2まで	30.0～33.7	475.0	

III

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 宇都宮今市線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
70	前	宇都宮市桜5丁目2797-15から 宇都宮市中一の沢町169-9まで	17.0～25.0	480.0	
	後	宇都宮市桜5丁目2797-15から 宇都宮市中一の沢町169-9まで	30.0～30.7	480.0	

栃木県告示第566号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成25年11月8日から同年12月9日まで一般の縦覧に供する。

平成25年11月8日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
	一般国道294号	那須烏山市大桶字上町658-1から 那須烏山市大桶字弥陀堂2054-2まで	平成25年11月8日
112	一般県道 雀宮停車場線	宇都宮市雀の宮3丁目354-9から 宇都宮市雀の宮3丁目354-29まで	平成25年11月8日
112	一般県道 雀宮停車場線	宇都宮市雀の宮3丁目354-28から 宇都宮市雀の宮3丁目354-28まで	平成25年11月8日
112	一般県道 雀宮停車場線	宇都宮市雀の宮3丁目354-19から 宇都宮市雀の宮3丁目354-18まで	平成25年11月8日
112	一般県道 雀宮停車場線	宇都宮市雀の宮3丁目306-1から 宇都宮市雀の宮3丁目306-1まで	平成25年11月8日

(道路保全課)

栃木県告示第567号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第4号の規定により次のとおり道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

なお、その関係図書は、所管の土木事務所に備え、縦覧に供する。

平成25年11月8日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類	道路の位置	道路の延長及び幅員	指定年月日	所管の土木事務所
法第42条第1項第4号の規定による道路	真岡市大字下籠谷字大野4280-1、4281-1の各一部	幅員14.00m 延長41.00m	平成25年 10月24日	真岡 土木事務所
	真岡市大字亀山字北原313-4、313-5、313-7、313-8、313-10、313-11、313-12、313-14、314-1、314-2、316-1、316-2、316-3、317-1、317-2、318-1、318-2、318-3、319-2、329、330、331-1、331-2、331-3、331-5、332-3、332-6、332-9、332-10、332-15、332-16、332-17、332-19、333、334-1、334-6、334-8、334-9、334-11、334-24、334-60、334-63、342-13、342-14、342-15、342-21、342-25、342-26、342-29、342-30、343、357-7の各一部、334-61、334-62、342-32	幅員20.00m 延長537.00m	平成25年 10月24日	真岡 土木事務所
	真岡市大字亀山字北原348-3、348-4、348-29、348-30の各一部、大字下籠谷字大野4257-1、4258-1、4258-2、4258-3、4260-1、4260-2、4265-2、4280-1、4281-1の各一部	幅員20.00m 延長212.00m	平成25年 10月24日	真岡 土木事務所
	真岡市大字亀山字北原340-1、341-30、341-47、348-30、348-4、348-5、348-6、348-7、348-8、348-9、348-12の各一部、大字下鷺谷字山野136-1の一部、大字下籠谷字大野4238、4239、	幅員17.00m 延長403.00m	平成25年 10月24日	真岡 土木事務所

4243-1、4243-2、4243-3、4243-12、4245、4247、4255、4256、4257-1の各一部、4243-13			
真岡市大字亀山字北原331-1、332-2、332-3、332-6、332-7、332-10の各一部	幅員9.00m 延長28.00m	平成25年 10月24日	真岡 土木事務所
真岡市大字下籠谷字大野4243-2、4243-3、4243-6、4243-7、4243-8、4243-9、4243-10、4243-12、4248、4249-1、4249-2、4254、4256、4257-1、4257-4、4257-8の各一部	幅員6.00m 延長215.00m	平成25年 10月24日	真岡 土木事務所
真岡市大字下籠谷字大野4240、4241-1、4241-2、4241-4、4241-5、4241-6、4242-1、4243-6、4251-2、4253-1、4253-2、4254、4256、4257-4の各一部、大字下鷲谷字山野142-1、144、147-1、147-3、148-1の各一部	幅員6.00m 延長278.00m	平成25年 10月24日	真岡 土木事務所
真岡市大字下籠谷字大野4241-2、4241-3、4242-1、4243-2、4243-9、4249-1、4249-2、4250-1、4251-2、4251-3の各一部、4242-2、4250-2	幅員6.00m 延長66.00m	平成25年 10月24日	真岡 土木事務所
真岡市大字下鷲谷字山野143、144、147-1、143地先の各一部	幅員6.00m 延長86.00m	平成25年 10月24日	真岡 土木事務所
真岡市大字下鷲谷字山野142-1、144の各一部	幅員6.00m 延長108.00m	平成25年 10月24日	真岡 土木事務所
真岡市大字亀山字北原341-3、341-4、341-7、348-5の各一部	幅員6.00m 延長90.00m	平成25年 10月24日	真岡 土木事務所
真岡市大字亀山字北原341-3、341-4、341-6、341-7、348-5の各一部	幅員6.00m 延長161.00m	平成25年 10月24日	真岡 土木事務所
真岡市大字亀山字北原334-22、340-10、341-3、348-6、348-7の各一部	幅員6.00m 延長100.00m	平成25年 10月24日	真岡 土木事務所
真岡市大字亀山字北原314-1、315、359-1、359-12、359-13、359-14、359-15、359-16、362-1の各一部	幅員6.00m 延長49.00m	平成25年 10月24日	真岡 土木事務所
真岡市大字亀山字北原313-8、313-11、313-13、314-1、315、317-2、356-2、357-1、357-4、357-6、357-7、359-6、359-12、359-15の各一部	幅員6.00m 延長199.00m	平成25年 10月24日	真岡 土木事務所
真岡市大字亀山字芳賀口361、362-1、362-3、362-4の各一部、字北原310-1、310-2、310-7、312-1、312-2、359-2、359-3、359-9の各一部	幅員6.00m 延長115.00m	平成25年 10月24日	真岡 土木事務所
真岡市大字亀山字北原310-7の一部、字北浦299-1、368-3の各一部、字芳賀口362-3、365-1、365-5、451-4の各一部	幅員6.00m 延長196.00m	平成25年 10月24日	真岡 土木事務所

真岡市大字亀山字芳賀口451-3、451-4、499-2の各一部、字北浦366の一部	幅員6.00m 延長27.00m	平成25年 10月24日	真 岡 土木事務所
真岡市大字亀山字北原331-1、332-2、332-7、332-10、333、334-10、334-11、334-15、334-16、334-57、334-58、334-65、342-5、342-6、342-22、342-23、342-27、343、356-1、356-3、356-4、356-5、356-6、357-2、357-5、358-1、358-2、359-10の各一部、334-67、字芳賀口362-1、362-2、362-4、364、365-2、365-3、365-4、365-5、451-3、451-4の各一部、451-5	幅員6.00m 延長663.00m	平成25年 10月24日	真 岡 土木事務所
真岡市大字亀山字北原310-2、312-1、312-2、313-2、313-9の各一部	幅員4.50m 延長48.00m	平成25年 10月24日	真 岡 土木事務所
真岡市大字亀山字北原313-13、359-2、359-3、359-6、359-7、359-8、359-9の各一部	幅員4.00m 延長51.00m	平成25年 10月24日	真 岡 土木事務所
真岡市大字亀山字北原310-1、310-2、310-3、310-4、310-5、310-6、310-7、313-1の各一部	幅員4.00m 延長46.00m	平成25年 10月24日	真 岡 土木事務所

(建築課)

公 告

○基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成25年11月8日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
基本測量（オルソ作成）
- 2 作業地域
那須塩原市及び那須郡那須町
- 3 作業期間
平成25年10月21日から平成26年3月31日まで

(監理課)